

## 十五世紀の南トスカーナにおけるカステッロ集落

——ヴァリアーノ・イン・ヴァルディキアーナの場合——

清水 廣一郎

中世のトスカーナ農村（あるいはより一般的に中部イタリヤ）において、丘の上に点在するカステッロ（城壁に囲まれた防備集落）がもっとも重要な集落形態であったことは、広く知られている。十世紀を中心とする政治的社会的混乱期に、人びとは戦乱と低湿地のマラリアを避けて丘の上に住みついたと思われる。外敵の侵入に對抗し得るように、周囲には小規模ながら、城壁をめぐらしたり、あるいは石造りの家をすき間なくぐるりと建て並べるなど、堅固な造りをもっているものが多く、住民

たちの長年にわたる努力をしのばせるものが今日もなお数多く残っている。これらのカステッロの大規模なもの(1)が、シエナ、サン・ジミニャーノ、コルトーナ、モンテ

ブルチャーノなどの山上都市であると言ってよいだろう。(2)ここでは、農民集落としてのカステッロと、あらゆる意味での都市機能を備えた山上都市とをいかに区別するかという問題に立ち入ることはできないが、両者は、規模の大小を別にすれば景観によく似かよっていること、丘陵の連なるトスカーナの多くの部分において、中世農民たちのもっとも重要な定住形態がカステッロであったことは確実であろう。

デンマークの歴史研究者ヨハン・プレスネルは、「十三世紀の道路革命」なる先駆的研究において、中世中期にいたるまでトスカーナの低地はほとんど湿地によって占められていた広大な不毛地であり、人びとは山の上に

居住していたこと、いわゆる「ロマネスク」の教区教会 *Paroisse* もほとんど高地に存在すること、道路は山の背をつたいながら迂回しつつこれらの集落をつないでいたこと、十世紀末から開始され十三世紀に頂点に達した低地の開拓ないし再開拓の結果、人びとは次第に山から下りて新しい集落を作り、低地を貫通する新しい道路網が形成されるに至ったことを主張した。<sup>(3)</sup>

以上のように、山上のカステッロから低地へと農地と定住地が拡大し、やがて折半小作制の拡大と共に、都市の近郊地帯を中心に散居定住が増大して行くというのが、トスカーナの中世から近世への農業景観の変化の基本線であると考えて大過はないであろう。もちろん、多くのカステッロが消滅したとはいえ、すでに述べたように今日なお立派に生き続けているものも少なくない。このようなカステッロの構造、社会的機能の変化をたどることによって、中世から近代、あるいは今日にまでいたる農村の変化、あるいは都市と農村の關係の変化の軌跡を見ることが可能であり、かつ重要な課題であると考える。

以下の小論は、トスカーナの南端モンテプルチャーノ附近の小カステッロ *Valiano* を対象として、十五世紀の

状況について分析しようとするものである。史料として利用するのは、トスカーナの中心都市フィレンツェの都市政府が一四二七年から二九九年にかけてその支配領域全域において行った大規模な財政調査「カタスト」である。フィレンツェ都市政府がこの調査を企てるに至った事情、その技術的内容などについては、すでに旧稿において紹介したので、ここでは省略する。一言で要約すれば、それは十五世紀トスカーナの「センサス」であり、フィレンツェ領トスカーナの全戸主は、家族数、一人一人の名前、年齢、動産、不動産、債権などの資産、ならびに債務などについて詳細に申告することが要求され、それによって各戸の「資産額」が算定されることになっていた。これ以前に他の都市でも同種の調査が行われなかった訳ではないが、一四二七―二九年のフィレンツェの「カタスト」ほど徹底的に行われた例も、またその記録がほぼ完全に残っている例も、他にはないであろう。都市の場合に較べて精度が劣るとはいえ、農村地帯についても大規模な調査が実施され、その記録が残されていることはきわめて貴重であるといわねばならない。<sup>(5)</sup>

ヴァリアーノは、南トスカーナのヴァルディキアーノの中央を流れるカナーレ・マエストロの右岸の丘の上に位置する集落で、この地方の中心モンテプルチャーノから約一三キロ、今日でもなおかつてのカステッロの面影を残している。ヴァルディキアーノは古くから広大な湿地帯で、ヴァリアーノはそのいくつかの渡河点の一つとして重要な政治的意義を持ち、キウージ、ベルージャ、コルトーナ、モンテプルチャーノなど付近の都市による争奪の的であった。したがって、その歴史はきわめて複雑であり、その結果史料も失われ、ほとんど残っていない。<sup>(6)</sup>一三五三年、モンテプルチャーノの貴族デル・ペーコラ家が、当時この地方を支配していたベルージャからヴァリアーノの支配権を授与された時期からその歴史がやや明らかになってくる。<sup>(7)</sup>しかし、デル・ペーコラのヴァリアーノ支配も決して安定したものではありません。とくに、十五世紀初頭、北方のフィレンツェと南方のナポリ王ラディズラーオの抗争の時期、ヴァルディキアーノ一帯は戦場となり、ナポリ軍は重要な戦略拠点としてヴァリアーノを占領し、大きな損害を与えた。<sup>(8)</sup>フィレンツェ側もこの眇たるカステッロに大きな関心を持つ

ていたことは、ラディズラーオ王との平和交渉の最初から、都市コルトーナと共にヴァリアーノの割譲を要求していたことから知られる。<sup>(9)</sup>両者の平和条約は一四一一年に締結され、デル・ペーコラはふたたびヴァリアーノに戻る事ができたが、このカステッロは、実質的には南方の教皇領に対するフィレンツェ軍の前線拠点となっていたのである。

一四二四年になって、ジョヴァンニ・デル・ペーコラは、ヴァリアーノを二人のフィレンツェ市民、ビンダッチョ・リカソリとセル・パオロ・フォルティニーニに売却し、このカステッロの土地はフィレンツェ市民の所領という事になった。<sup>(10)</sup>この取引きの主役となったのは、疑いなくビンダッチョだったと思われる。キアンティ地方の封建領主リカソリ家の出であるかれは、長年にわたって教皇軍の傭兵隊長の一人として勤務し、フィレンツェ勢力と教皇領の接触するこの地方を熟知し、ヴァリアーノの戦略的価値を十分に認識していたはずである。<sup>(11)</sup>このカステッロの共同所有者となったパオロ・フォルティニーニは練達の公証人で、一四一一年から二七年までフィレンツェ書記官長の要職を占めていたが、政治家としても

反メデイチ派の有力者として知られていた。<sup>(12)</sup> かれがヴァルディキアーナ地方に特別の利害關係を持っていたとは思われない。おそらく、フィレンツェ領としてはもっとも遠隔の地にあるヴァリアーノの支配を確保するために、書記官長としての威信を利用することを考えたビンダッチョがバオロ・フォルティニを説いてヴァリアーノの共同所有者としたのであろう。事実、カタストにおけるフォルティニの申告書を見ると、かれはヴァリアーノをビンダッチョと一緒に一八〇〇フィオーリノで購入したが、経営はビンダッチョにまかせており、自分は何も知らないという趣旨のことを述べている。<sup>(13)</sup> かれはカステットナーにとどまったのである。

一四二六年一月二七日、マルコ・ディ・ロツソを長とするヴァリアーノの代表団がフィレンツェを訪れ、軍事ならびに周辺領域の問題を担当する「軍事十人委員会」*Dieci di balia* に対し、ヴァリアーノ住民がこれまでフィレンツェに忠誠をつくしていたことを述べ、今後、フィレンツェ直属のコミュニネとして認められることを請願した。<sup>(14)</sup> これに対し軍事十人委員会は長くかつ慎重な討

議を行った結果、請願は受け入れられ、一四二七年三月六日付の「協定」*Capitolo* によって、このカステットロは固有の法 *statuti* を持つ「コミュニネ」として認められた。<sup>(15)</sup> 一〇〇フィオーリノ以上の民事事件、身体罰をとまなう刑事事件については隣接のモンテプルチャーノのポデスタが裁判権を有したが、それ以外の事件についてはヴァリアーノの代表たる *Vicario* が裁判することになった。

ところで、後に見るように、当時このささやかなカステットロには僅か二五〇人程度の住民しかいなかった。このような小集落が一つの「コミュニネ」として、アレツツォ、コルトーナ、モンテプルチャーノなどの都市と同じように、首都フィレンツェとの間に直接に「協定」を締結したのである。これは、当時の慣習としてはきわめて異例なことに属する。このような事態は、ヴァリアーノが僅か三年程前にビンダッチョ・リカソリとバオロ・フォルティニという二人の有力市民の「所領」となっていたことを考えなければ全く理解できないであろう。

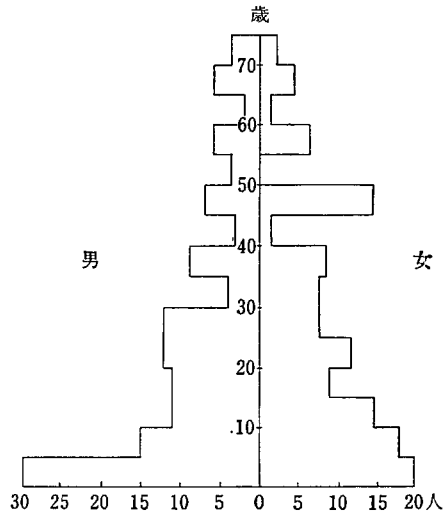
この結果、カタストの記録においてヴァリアーノは一つの単位として記載されることになった。<sup>(16)</sup> この地方には

ヴァリアーノよりもはるかに大きな農村集落が多数存在していたことは疑いないが、それらはコルトーナ、モンテプルチャーノなどの都市に従属する「村」*Villa*として一括して扱われ、記録される。しかも、記載は村ごとにはなく順不同で行われているので、実際に村の構造を復元することは著しく困難である。この点ヴァリアーノは、前述のごとき政治的条件によって一つの単位として記録されているので、集落単位としての把握が可能である。しかも、その土地のほとんどが二人のフィレンツェ人によって所有されているため、所有者側と農民側の資産申告をつき合わせて検討することができる。これも大きなメリットというべきであろう。

カタストのための資産の申告書は各戸主からカタスト官吏に提出されることになっていた。フィレンツェ市民の場合、その期限は一四二七年七月となっていたが、周辺領域や属領においては、住民の反対もあって必ずしもスムーズに進行しなかった。ヴァリアーノの場合も、申告書の提出は二九年末から翌年の初頭にかけて行われたことが認められる。<sup>(17)</sup>

この時期のヴァリアーノには四二戸、二四九人の住民がいたと推定される。一四二七年三月の「協定」の際にこの集落の代表として「軍事十人委員会」との交渉にあたったマルコ・ディ・ロツソは、住民の中でもっとも富裕であると共に家族数も二一名で一番多かった。マルコと妻、六人の子供、弟と妻、五人の子供、すでに死亡した兄弟の妻と四人の子供、それに伯父が一人。しかし、かれら全員が一軒の家に住んでいた訳ではない。マルコは、カステッロの中に一軒の家 *Casa* と一軒の小屋 *Capanna*、カステッロの外に一軒の小屋を持ち、さらには場所は特定できないが二軒の小屋 *Capannina* を所有していた。<sup>(18)</sup> かれの申告書によれば、これらの家と小屋はすべて居住用に用いられていた。つまり、かれの「家」は小家族の結合体なのである。このように多くの「家族」を擁する家があるかと思うと、他方には夫婦だけ、あるいは単身者の家が存在する。一戸あたりの家族数は、単純平均によれば五・八八人となるが、実質的にはより低いものとなるであろう。住民二四九人のうち、女性一人（二六歳の男の妻）を除いて年齢の申告が行われている。平均年齢は二六・二〇歳。男性の場合には二六・七〇歳、

図1 年齢階層別人口ピラミッド  
(Valiano, 1429—30)

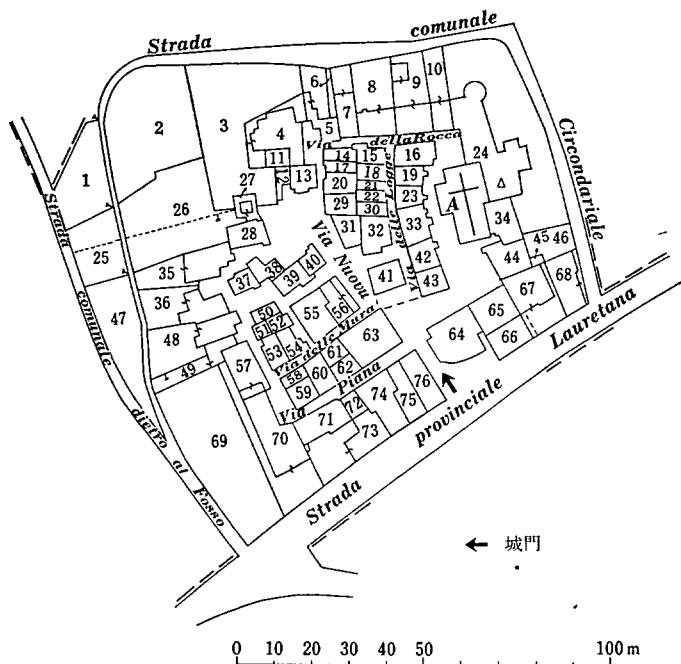


女性の場合には二五・五一歳である。年齢階層別人口ピラミッドは図1に示した。ただし、年齢の申告がどの程度正確なものであるかについては、今のところ確証は得られない。

カステッロの外内には二一軒の家と四六軒の小屋があった。その他、分割所有の結果、一軒の家のない小屋の「四分の一」と表記された例が若干あるが、これはさしあたり無視することにする。二一軒の家のうち一八軒は

カステッロの内部にあった。四六軒の小屋のうち一四軒はカステッロ内に、二〇軒は外部 *Via* にあった。残りの三軒の位置は不明である。要するに城壁の中には少なくとも一八軒の家と一四軒の小屋、外には二軒の家と三軒の小屋があった。後者のうち一軒は家畜小屋である。城壁の外といっても決して家や小屋が広い農地の中に散在していたのではなかった。農民の申告書を見ると、しばしば “*villa o Capo a Valiano*”, “*villa oppure borgo*” のとき表現が見られる。Capo Valiano とは現在でも使用されている用語で、カステッロの城門のすぐ前の集落のことである。つまり、四二戸の人びとは、カステッロの中および城門の周囲にかたまって住んでいたと思われる。まさに典型的なカステッロ集落であろう。そのほか、カステッロの中心にはサン・ロレンツォ教会とビンダッチョ・リカソリの館が存在した。当時のカステッロの形態については不明であるが、参考までに現在の地積図を示しておく(図2)。南側の県道に面した城門の附近と、教会の東側および北側については、城壁(ないしはそれを転用した家)が比較的よく保存されている。集落の周囲をとりまわっている道の内側は、今では

図2 現在のヴァリアーノ



菜園となつてゐる所が多いが、かつては濠であったと推定される。西側の道は、今日でも「濠の後ろの道」という名で呼ばれているのである。

次にカステッロの住民間における資産の分布状況について見ることにしよう(表1)。HerihyとKlapischは、

一四二七年(実際は三〇年までかかつてゐる)のカスタストに現われたフィレンツェ領トスカーナの農民家族をその「資産」(債務を控除する以前の fortuna lordia)別に七つのカテゴリーに分類してゐる(単位はいずれもフィオリノ)。(一)四〇〇以上、(二)二〇〇〜四〇〇、(三)一〇〇〜二〇〇、(四)五〇〜一〇〇、(五)二五〜五〇、(六)一〜二五、(七)一フィオリノ以下。

ヴァリアーノの住民のうち第一カテゴリーに属するのは、前述のマルコ・ディ・ロツソただ一人<sup>(20)</sup>。第二カテゴリーは欠如。第三カテゴリーは三戸。第四カテゴリーは九戸。第五は一六戸、第六は一戸、第七は一戸、という順序になっている。第五カテゴリーに寡婦と二人の娘

表1 カステッロ居住者の資産分布 (Valiano, 1429—30)

戸主	家資 (%)			家	小ぶつ貯蓄				牝牛		山ろ		債(ソールノド)		
	族	オリ	%		と	イ	イ	イ	馬	豚	羊	ば			
	数	産		屋	酒	麦	麦	牛	牛			務			
1. Marco di Rosso	21	446	191.6	2+1*	2	31	18.5	300	4	54	7	36	40	2	93-15
2. Fatiga di Casa	15	168	72.2	1	1	13			3	32	4	3	1		30-15
3. Cristofano di Biagio	10	139	59.7	2	2	24	6	70	4			18	4	2	18-12
4. Giovanni di Renzo del Peccia	3	109	46.8		2(1)**	10	25		2	4		1	1	1	20-0
5. Nardo di Niccolò detto Nardo Sano	7	99	42.5	1+1	1(1)	10	10	100	2			7	2		1-0
6. Menico del Mugnaio	7	99	42.5		1	4		50	6	14		2	1		4-10
7. Ciofo di Cardella	14	89	38.2	1/4	1	7			3	4		40	24	1	18-5
8. Pagolo di Pietro	9	86	36.9	1	2(2)	16						40	20	1	8-10
9. Francesco di Pagolo	5	78	33.5		1	11			2		2	3	2	2	33-11
10. Pietro detto Brunello	7	69	29.6		2(1)	12			2			18	4	2	15-4
11. Niccolò di Vanni	3	59	25.3		1	10	12								2-0
12. Ugolino di Nuccio	6	59	25.3	1	2(1)	6			1	2	1	5	1	1	20-0
13. Ciofo di Casentino	6	55	23.6		1	10			3			1			20-0
14. Niccolò di Pietro	5	49	21.0		2	13								2	1-5
15. Beccarino di Pietro	3	44	18.9		2		7.5					1	2	2	18-10
16. Cristofano di Francesco	2	44	18.9	2	1	10	4							1	
17. Pietro di ser Guglielmo detto Piero Tondo	3	43	18.5		2(1)	20				3					8-3
18. Marco d'Antonio	8	42	18.0		1	10					1	2			4-0
19. Nanni di Martino della Paula	5	41	17.6	1	1(1)	11			1					1	4-0
20. Antonio di Jacopo detto Zoppo	10	39	16.8		1	10									
21. Renzo detto Torre di Giovansa	3	39	16.8	+1	1/3	4	1							1	1-13
22. Bertino di Bartolomeo	2	39	16.8		1	11									29-4
23. Francesco detto Casa	1	39	16.8		1	9			1	1					
24. Giovanni d'Antonio	5	38	16.3	1		10									6-11
25. Giovanni di Pagolo	7	37	15.9		1	10						1	4		4-0
26. Niccolò di Rosso	7	32	13.7	1	1	6	5							1	
27. Pietro di Michele	4	30	12.9	1	2(1)	8								2	3-0
28. monna Santese, donna fu di Giovanni di Menda	3	27	11.6	1		6			1					2	7-0
29. Marciano di Giusto	6	25	10.7	1	1(1)	5						7	2		4-18
30. Jacopo di Francesco	4	23	9.9		1	5						7			
31. Giovanni d'Antonio	8	22	9.5	1										1	3-0
32. Pagolo di Giovansa	4	21	9.0		1/3+1/3	3	4.5					2	1		
33. Agnolo e Giuliano di Minutello	7	20	8.6	1					4			2	2		
34. Agnolo e Andrea di Barella	6	17	7.3	1		4						3	1		2-0
35. Giacomo detto Mugnaio	6	13	5.6		2(1)	2			1					1	
36. Pietro di Giovansa	4	11	4.7		1/3	3								1	
37. Goro di Domenico	7	10	4.3	1			3						4		13-16
38. Meaccio da Mencuccio	2	9	3.9	2			2.5					1			12-0
39. Nardo di Niccolò	5	7	3.0		1	2									
40. Domenico di Cagno	2	7	3.0	1		2									
41. Nanni di Ciardo	2	4	1.7	1	1									2	
42. Pagolo di Donato	5	1	0.4	1	1										
429 2328 1000 21 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> 46+ <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 308 119 520 40 114 15 199 102 38															

\* +1 はヴァリアーノ外に所有している家  
 \*\* ( ) 内は家畜小屋



という女ばかりの家が一軒あるが、他はすべて男が戸主となっている。

マルコ・ディ・ロッソは一軒の家と四軒の小屋をヴァリアーノに持っているほかに、モンテプルチャーノにも家を持ち、これを賃貸していた。カタストの法によると、実際に折半小作が行われているか否かにかかわらず、收穫の半分が土地所有者に、半分が直接耕作者に属することになっていた。この考え方からすると、マルコはぶどう酒三一たる(約一四〇〇リットル)、麦一八・五スタイオ(四五〇リットル)などの収入があった。また、かれは牡牛四頭、牝牛五四頭、馬七頭、豚三六頭、山羊四〇頭など、多数の家畜を持っており、その「資産」は四六六フィオリノと算定されている。そのほか、九三フィオリノの債務が計上されているが、その相手は隣接都市モンテプルチャーノやコルトーナの商人が多い。おそらく、マルコは牧畜業者として活発な活動を行い、都市の商人たちとも密接な関係を保っていたのであろう。かれがモンテプルチャーノ市内に持っていた家は、かれの都市との関係を表現していると考えられる。この他にも、モンテプルチャーノに家を持っている者が一人、コ

ルトーナに家を持っている者が一人いる。

このように富裕な家があるかと思うと、最下位のバゴロ・ディ・ドナート(四二歳)は妻と三人の子供を抱え、僅かに一フィオリノの「資産」を持っているにすぎなかった。ヴァリアーノ住民の「資産」総額は二三二八フィオリノ。第一位のマルコは一九一・六%、最下位のバゴロ・ディ・ドナートは〇・四%をそれぞれ占めていた。<sup>(2)</sup>ともかく、南トスカーナのこの小カステッロにおいても、「資産」の分布はきわめて不均衡なものであった。

しかし、残念ながら以上のような住民の「資産」申告は決して正確なものではなく、多くの疑わしい部分を含んでいることに注意しなければならない。第一に、家畜についてはその評価額がそのまま「資産」とされたのに対し、ぶどう酒、麦などは、計算上、收穫の半分が土地所有者に、半分が耕作者に属するものとされ、それに一定の単価をかけて「資産」を算出するのである。したがって、收穫高が正直に申告されていたとしても、その数値が現実からかけはなれている可能性が大きいのである。もし、申告が正直なものでなかったとすれば、当然のことながら、数値はその意味を失うことになる。

われわれがカステッロ住民の申告書から穀物の収量を読みとり、それを合計してみると、実に意外な事実に遭遇する。申告された穀物量は僅かに一一九スタイオ(約二・九キロリットル)にすぎない。収量をその二倍としても、五・八キロリットルということになる。これでは二〇人足らずの住民の生活しか支えられないであろう。<sup>(22)</sup>

また、かれらの所有する家畜や生産するぶどう酒の量もさして多いものではなく、穀物を他から移入して生活して行くのに十分であったとは思われない。これはどのようにして説明すべきであろうか。ここでわれわれは、ヴァリアーノのカステッロを別の視点から見ることがある。

ヴァリアーノの共同所有者の一人ビンダッチョ・リカソリは封建領主の出であり、傭兵隊長を永く勤めた武人であったが、またきわめて実務的な人物であったらしく、その申告書は長大かつ詳細なものである。われわれにとつて幸運なことに、この申告書の末尾にヴァリアーノについての特別の報告 *Rapporto* が七葉にわたって記されているのである。<sup>(23)</sup> 筆蹟も美しく、一部を除いては判読も困難ではない。

この報告の中でまず注目されるのは、この地方ではまだ古典的な折半小作制 *Mezzadria* が普及していなかったことである。すでにフィレンツェを中心とするトスカーナ中央部ではこの土地制度が一般的なものとなつていたので、ビンダッチョはこのことをまず特記する必要があると考へたのであろう。「ヴァリアーノの土地は農場に分割されていなし、分割されていたこともない。人びとは、自分の気に入った所を耕している。」「われわれが貸与した牛を使って播種しているものは、収穫の半分を「われわれに」与える。牛を借りていないものは、われわれの土地で収穫したものの三分の一を与え、土地が貧弱でやせている所では四分の一、五分の一、あるいはそれ以下と(「いう具合に」)残りに応じて「われわれに」与える。過去二年間、すなわち一四二五年と一四二六年の収穫について、われわれの代理人 *Tagore* が記した帳簿によつて以下に記すことにする。」

このように、ビンダッチョは自分の代理人をヴァリアーノに派遣して、所領の管理にあたらせた。しかし、この土地では古典的折半小作制はいまだ普及していない上に、土地所有者と耕作者との関係は一定しておらず、さ

まざまなケースがあり得た。たとえば、農民がビンダッチョから牛を借りている場合には、収穫の半分がかれのものになることになっていた。しかし、耕地そのものが、<sup>ポグチーレ</sup>農場の形にまとめられていないで、各所に分散していた。農民の申告書に現われる地名は実に多種多様であるが、これは耕地の分散性を反映したものである。<sup>(24)</sup>したがって、土地契約が一応決っていたとしても、農民が実際にどれだけの収穫をあげているのか、代理人にとっても把握がきわめて困難だったと思われる。

さて、ビンダッチョの報告書は、続いて農民一人一人について、名前、地代、貸付などを、ちょうど商業帳簿における人名勘定の形式で記載している。ここにあげられている農民の名前は三九名であるが、そのうち二二名は前述のヴァリアーノの居住者四二家の中に含まれている。残りの一七名はヴァリアーノのリストには見出されない。逆にヴァリアーノの四二家のうち二〇家がビンダッチョの報告書に現れない。このようなずれが生ずる一つの理由は、フィレンツェ市民の申告と、ヴァリアーノ居住者の申告との間には二年半の差があるため、その間に一部の農民が移動したことであろう。事実、ビンダッ

チョの報告書には、農民の移動について触れている部分があるし、ヴァリアーノに居住している者の中にも、他地域の地名を姓のごとく名のっている者がいる。もう一つの理由は、ヴァリアーノの土地全部をビンダッチョ・リカソリとパオロ・フォルティニが所有していた訳ではなく、サン・ロレンツォ教会をはじめ、若干の領主が他にもいたためである。もう一つ、二人のフィレンツェ市民は、ヴァリアーノ領のすぐ外側にも土地を所有していた。<sup>(25)</sup>その土地を専門に耕作する農民がいたとすれば、かれはビンダッチョの小作人であったとしても、ヴァリアーノの住民として資産の申告をするはずがない。このようにいくつかの理由によって、土地所有者側の申告と農民のそれとが一致しないことになるのである。

表2は、前述の二二名の農民とビンダッチョとの関係を示したものである。名前に付した番号は表1のものである。したがって、この表の番号は必ずしも連続していない。

まず注目されるのは、ビンダッチョは地代として二二名の農民から小麦五四三スタイオ（一三・二キロリットル）、スペルト小麦八八・五スタイオ（二・二キロリット

表 2 農民と土地所有者との関係

(Valiano, 1425—26)

戸 主	呼 称	地 代			地 主 に 対 す る 役 務			家 畜 牌 価 額 (74オ)			
		小 タ イ オ 柴	大 タ イ オ 柴	豆 タ イ オ 類	貸 ア イ ホ ル ル ト 幣	小 タ イ オ 柴	大 タ イ オ 柴		豆 タ イ オ 類		
1. Marro di Rosso		35	5								
2. Patiga di Casa		19	6		4-2						
3. Cristofano di Biagio		11	2 1/2	6							
4. Giovanni di Renzo del Peccia	lavoratore	15		4							
5. Nardo di Niccolo detto Nardo sano	lavoratore	30	10	1/2	32-2	12		牝牛 2 14			
7. Clofo di Cardella	lavoratore	30	12		6-0						
12. Ugoino di Niccio	lavoratore	48		11	20-25	4	2	牝牛 1 4			
13. Clofo di Casentino	lavoratore	12			5-38	48					
14. Niccolo di Pietro	lavoratore	28		12	15-6			牝牛 2 13			
15. Beccarino di Pietro	tavernaio	4									
17. Pietro di ser Guglielmo detto Piero fondo		4									
18. Marro d'Antonio	lavoratore	37	8	9	54-67	139	6	23	牝牛 2, 豚 38 29		
19. Nanni di Martino della Paula	lavoratore	34		2							
20. Antonio di Jacopo detto Zoppo	lavoratore	38	4	3	51-3		1		牝牛 2 6		
22. Bertino di Bartolomeo	lavoratore	35	5		46-2						
26. Niccolo di Rosso	lavoratore	23		10	7-23						
28. Giova di Menda	lavoratore	10		8			1/2				
29. Marciano di Giusto	lavoratore	33	15	10	34-67	30			牝牛 2 18		
30. Jacopo di Francesco	lavoratore	11			28-31	19	5		牝牛 2 (?)		
34. Agnolo e Andrea di Barella	lavoratore	28	21	31	44-91	66			牝牛 2 19		
36. Pietro di Giovanna	lavoratore	30			(?)				牝牛 2, 羊 1 18		
41. Nanni di Chiaro	lavoratore	28		6	72-12	6					
		543	88.5	112	6	422-50	324	8	6	23	牝牛 19, 豚 38, 羊 1 131

1 statio=24.36 l.

トル)、大麦一一ニスタイオ(二・七リットル)などを受けとっていることである。これは一四二五・二六年の二度の收穫の平均であるが、この数字を前にあげた農民側の申告と比較してみると、後者がいかに過少申告をしているかに驚かされる。「資産」の申告であるから、ビンダッチョの数字自体、控えめのものであることは十分に予想されるが、農民のそれはまったく驚くべきものである。フィレンツェ領トスカーナ全戸の資産状況について把握しようとするカタストの壮大な計画も、おそらくは住民側の抵抗と、事務機構の不備のために、このような破綻を示しているのである。フィレンツェの場合に比べ、周辺領域や属領のカタストの精度が劣ることはすでに指摘されているが、今後さらに突っこんだ検討が必要であろう。

第二に注目されるのは、「Iavoratore」(小作人)とその他の者との間に存在する差である。たとえば、もっとも富裕であるマルコ・ディ・ロツツは、小麦三五スタイオ、スペルト小麦五スタイオを地代としてビンダッチョに支払うだけで、他には何の義務もない。一方、「Iavoratore」たちは、ビンダッチョに多くの債務を、貨幣で

あれ現物であれ負っている。とくに役番としての牡牛を借りている者が多く、これが大きな債務となっている。農民の再生産における役番の重要性に思いをいたすならば、かれらの生活がいかに「地主」に依存していたかを理解することができよう。<sup>(27)</sup> 合計すれば、ビンダッチョは四〇〇フィオリノ以上の貨幣(家畜の評価額を含む)と三〇〇スタイオ(七・三キロリットル)の小麦を貸付けている。また、かれは、前述の二二名以外の農民にも一八〇フィオリノ以上の貸付を行っている。このように、農民が債務によって縛りつけられて行く状況は、折半小作制のもとでいちじるしく進行する事態であることはよく知られている。

われわれは、ビンダッチョ・リカソリがこの地方において折半小作型の所領を形成するべく努力を重ねていたと考える。かれがヴァリアーノに投下した資金は、購入費一八〇〇フィオリノ(半額はバオロ・フォルティーニが負担したと想像される)を初めとして、きわめて大きなものであった。また、かれはこの地に代理人と下僕を常駐させ、所領の管理にあたらせていた。その反面、かれらは、旧領主デル・ペーコラ家から取得したはずの

領主的諸権利にはあまり関心を持ってはいなかった。まず、かれらは裁判権を握っていなかった。一四二七年の「協定」によって、カステッロにおける下級裁判権はヴァリアーノの代表 Vicario が、上級裁判権はモンテプルチャーノの Podestà が持つことになっており、少なくとも公的には、ビンダッチョないしその代理人が介入する余地はなかった。このカステッロは、前述の「協定」によって「コムーネ」としての地位が認められると共に、一種の都市連合としてのフィレンツェ共和国の末端に組みこまれたのである。

カステッロの代表的人物マルコ・デイ・ロッツは、その申告書の中で次のように述べている。「すべてのぶどう畑ならびに放牧地については、ヴァリアーノの土地を所有している者 Chi tiene le possessioni de Valiana に対して、ぶどう畑一スタイオあたり二〇ソルドを、放牧地一スタイオあたり九ソルドを払うのが習慣である。しかし、パンドルフオも、セル・パウロも、ビンダッチョも、ヴァリアーノに住む人びとの窮状を見て、何年間もその支払いを要求していない……」。また、別の住民は「ヴァリアーノの人びとの窮状と貧困を見て……何ら要

求していない<sup>(29)</sup>」と言っている。古い領主権に基づくこのような権利は、おそらくすでに経済的意義を失っていたのであろう。

ビンダッチョの報告から知るかぎり、かれが関心を持った唯一の権利は、カナレ・マエストロにかかる橋の通行税であった。二人のフィレンツェ市民は、その権利を対岸のモンテプルチャーノのコムーネと共有していた。ビンダッチョは、それによって一年に四八・五フィオリノを得ていたのである<sup>(30)</sup>。

キアンティ地方の有力な封建領主の家の出であるビンダッチョ・リカソリは、そのメンタリテイにおいてもは領主的ではなかったように思われる。かれは、ヴァリアーノに折半小作制を基礎とした一円的な所領を形成しようとした。また、牧畜にも関心を持ち、一四二七年五月には九七二フィオリノを投じてフィレンツェのカリマラ組合がマレンマ地方に持っていた多数の牝牛と二頭の馬を購入し、これをこの地方で飼育しようとした<sup>(31)</sup>。

また、一四二五年にフィレンツェの有名な傭兵隊長ニコロ・ピッチニーノがミラノのヴィスコンティ家側に

寝返ったとき、ヴァリアーノに駐屯していた多数の兵士がこのカステッロを立ち去ったため、かれらに売却した妻の代金が回収できなかったことを、申告書の中で述べている。<sup>(32)</sup>

ここに見られるのは、もはや封建的領主ではなく、<sup>(33)</sup>ネサンス期を特徴づける商人的・市民的地主の姿である。すでに十三世紀末からフィレンツェを中心に進行してきた社会的変容と人びとの思考態度の変化は、フィレンツェ都市国家の急速な膨張と共に、南トスカーナのこの小カステッロにまでその影響を及ぼしつつあったのである。

\* この小論は一九八〇年二月から八一年一月まで Montepulciano 市 Valiano にきつて行った現地調査<sup>(34)</sup>ならびに Archivio di Stato di Firenze で行った史料調査の報告である。初稿は Un castello medievale in Valdichiana, Valiano nel Quattrocento. Una nota preliminare, *Population Mobility in the Mediterranean World. Studies in the Historical and Contemporary Aspects, Mediterranean Studies Research Group at Hitotsubashi University, Tokyo* 1982, pp. 59—71. として発表した。本稿は単なるその翻訳ではなく、かなりの補記が加えられている。<sup>(1)</sup> 十・十一世紀の一般的情况については V. Fumagalli, *Il Regno Italico (Storia d'Italia, vol. 2)*, Torino (UTET)

1978, p. 215 ss. Chr. Klapisch-Zuber, Villaggi abbandonati ed emigrazioni interne, *Storia d'Italia*, vol. 5, Torino (Einaudi) 1973, p. 324 ss. ニヤマンの領区領域については R. Francovich, *I castelli del contado fiorentino nei secoli XII e XIII. Geografia storica delle sedi umane*, Firenze 1973.

(2) ここに取上げられたマンティキアーノ地方の山上都市については E. Guidoni e A. Marino, *Territorio e città della Valdichiana*, Roma 1972.

(3) J. Plesner, Una rivoluzione stradale del Dugento, *Acta Jullandica*, X, 1, Copenhagen 1938 (ristampa, Firenze 1979).

(4) 清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』一九七五年第六章「十五世紀フィレンツェの税制改革」ならびに引用文献を参照。

(5) この膨大な史料をマンキータを用いて分析したのち D. Herlihy et Chr. Klapisch, *Les Tosans et leurs familles: Une étude du catasto fiorentin de 1427*, Paris 1978. である。この大著の一節については『一橋論叢』八四—一六(一九八〇)にきつて簡単な紹介を試みた。

(6) ヴァリアーノの初期の史料については I. Calabresi, Valiano in Valdichiana nel Medioevo, *Population Mobility in the Mediterranean World*, cit., pp. 73—87. への註記を参照。

- (7) E. Repetti, *Dizionario geografico, fisico, storico della Toscana*, vol. 5, Firenze 1843, p. 632.
- (8) G. Mancini, *Cortona nel Medio Evo*, Firenze 1897, p. 266.
- (9) *ibid.*, p. 278.
- (10) *ibid.*, p. 259.
- (11) L. Passerini, *Genealogia e storia della famiglia Ricasoli*, Firenze 1861, pp. 149—51.
- (12) D. Marzi, *La cancelleria della Repubblica fiorentina*, Rocca S. Casciano 1910, pp. 153—87. この時代、サン・リナーノがビンタマッチョ・リカンリとセル・パオロ・フォルティニの共同所有となつてゐたことは、これまで知られてゐなかつた。Herlhy et Klapisch, *op. cit.*, p. 278. は、パオロ・フォルティニを誤つてリカンリ家に属すると思へてゐる。
- (13) ASF, Catasto, 59, 90r.
- (14) Calabresi, *op. cit.*, p. 81.
- (15) Capitoli, *Registri*, 9, 189v—192r. *Protocolli dei Capitoli*, 19, 266r—270r.
- (16) 住民の申告書 *Portate* は Catasto, 219, 177 されをカタスト官吏が整理した *Campione* は Catasto, 257, 12 分類されてゐる。
- (17) 申告書の筆跡はまちまちな上、悪筆が多く、カタスト官吏の公証人書体とは対照的である。この時代の識字率に
- ついでの研究はないが、申告書から見るかぎり、カステッロ住民の中でも一部の者は字が書けたように思われる。少なくとも、カタスト官吏が申告書を代筆したのではない。
- (18) *casa* は主要部分が石造の家。capanna は木やわらを用いた小屋であらう。
- (19) Herlhy et Klapisch, *op. cit.*, pp. 288—9. の図表を参照。
- (20) かれの申告書 *Portate* は Catasto, 219, 1583r—84r. カタスト官吏が整理した *Campione* は Catasto, 257, 657v—58r. である。
- (21) 一戸あたりの平均「資産」は五五・四フィオリノ、一人あたりのそれは九・三フィオリノとなる。
- (22) G. L. Basini, *L'uomo e il pane*, Milano 1970, p. 50. によれば、十六・七世紀のモゼナ地方において一人あたり一か月の小麦消費量は二〇キログラム弱である。小麦一リットルはおよそ〇・七キログラムと推定されるので、五・八キログラムは僅か四トンとらうことになる。これは緒々一七人を養ひ得る量にすぎない。
- (23) Catasto, 34, 287r—293r.
- (24) 私は、このような小地名 *Inogo detto* についで、ヴァリアーノ在住の Mons. Giuseppe Fumi に対して聞き取りを行ったが、現在まで残つてゐるものはほとんどないことを確認した。ヴァルディキアーノでは、この後の時代に *podere* を伴う *mezzadria* が確立し、耕地の分散性が



克服されてしまったため、小地名は消滅してしまったのである。この地方における *mezzadria* とその分解過程については、竹内啓一氏の詳細な研究を参照されたい。

(25) ここでは、三つの *podere* 名があげられている。  
 Castato, 34, 293r. はたごつれが *mezzadria* とつひの農場であるかどうか確証がない。ただし、そのうちの二つは穀物畑、果樹畑、放牧地などから成っている上に、四至が示されているので、上述の意味での農場である可能性がある。

(26) 土地所有者側と直接耕作者側との申告を突き合わせることでできるケースはきわめて限られている。一方の申告にのみ基づいて作られた画像は、当然のことながら大きな歪みを持つことになるであろう。Herlhy et Klapisch, *op. cit.* がマツロな祝野からのきわめて優れた研究であることは疑いないが、その反面で徹底的な地域研究の必要もまた大きいことを強調しておきたい。

(27) 表1が示すように、四二戸のカステッロ住民のうち、上位三分の一に属する家はほとんど役牛を所有しているが、それ以下の家で牛を持っている例は少ない。Herlhy et Klapisch, *op. cit.*, p. 276, Tableau 33. を参照。なお、この四二戸のうちには手工業者が含まれているかどうかは明らかでない。カタストの申告書は職業について述べている例が必ずしも多くない。フィレンツェ市民の場合でも四三・九%が職業を申告している。 *ibid.*, p. 295, Tableau

34. まして、農村の場合には確認が困難である。ヴァリアーノの場合、住民の申告から二名が *albergo* を営んでいたことが分るのみである。それは Francesco Pagolo (n. 9) と Becarino di Pietro (n. 15) である。後者は、*ウンタマッ*・リカソリの申告では *tabernario* と記されている(表2)。両者と小屋 *capanna* で営業しているのでもさやかな居酒屋といったところであろう。前者は、牛、馬、豚なども所有しており、専業ではなかったらしい。そのほか、*ウンタマッ*の申告によれば、一人の大工 *maestro di legname* がいることになっているが、人物は確認できない。  
 Castato, 34, 289v.

(28) Castato 219, 1583v. ここで名があげられている Pandolfo 及び *ウンタマッ* と同じ家系に属する Pandolfo dei Fihindacci Ricasoli 及び *Passerini, Genealogia e storia della famiglia Ricasoli*, pp. 147—8. ただし、これがある時期にヴァリアーノの共同所有者の一人になっていたかどうかは分らない。

(29) Castato 219, 1577r. Nanni di Martino della Paula (n. 19).

(30) Castato 34, 290r.

(31) Castato 34, 290v.

(32) Castato 34, 291r.

(33) なお、*ビンタマッ*・リカソリの資産は三、三八〇フオーリーノと算定されている。これは、*フィレンツェ*のサ

ンタ・クローチェ区の六一位で、フィレンツェ全体では三〇六位にあたる。セル・パオロ・フォンティニーの資産は一九、八七四フィオリノで、サン・ジョヴァンニ区の九位、都市全体では三〇位にあたる。ただし、パオロ・フォルティニーの場合は、弟アンドレアや甥たちとの共同資産である。ちなみに、第一位は Palla di Nofri Strozzi (101, 422 forini)、第二位は Giovanni di Bicci de' Medici

(79,472 forini) だった。L. Martines, *The Social World of the Florentine Humanists*, Princeton, N. J., 1963, pp. 365-78.

(一九八二・八・九) (広島大学教授)

\* 本稿は昭和五十五年度科学研究費補助金(海外学術調査—現地調査)「地中海地域における過疎—人口移動にともなう生活空間の再編成」による研究成果の一部である。